

特許庁元職員による再就職等規制違反行為が疑われた事案に関する調査結果について

令和 7 年 8 月 5 日

再就職等監視委員会

当委員会は、標記事案について、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 106 条の 20 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 30 日及び同年 11 月 28 日に委員会調査の開始を決定し、調査を実施しました。

この委員会調査は、公表された国家公務員の再就職状況に基づき当委員会が本件の再就職経緯を確認していたところ疑義が発生したために行ったものです。

調査の結果、当委員会は、本日、特許庁元職員 1 名が法第 106 条の 3 第 1 項に違反する行為を行い、当該元職員の再就職に関して特許庁元職員 2 名が法第 106 条の 2 第 1 項に違反する行為を行ったものとして、特許庁に対し調査結果を通知し、再発防止策の策定及び実施を求めました。当該調査結果等は、下記のとおりです。

記

【調査結果概要】

- 1 特許庁元課長級職員 A は、特許庁在職中、法第 106 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等である法人 X に対し、離職後に法人 X の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、当該地位に関する情報の提供を依頼したものであり、同項に違反する行為（求職活動規制違反）があると認められました。
- 2 特許庁元部長級職員 B は、特許庁在職中、法第 106 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等である法人 X に対し、職員 A をその離職後に法人 X の地位に就かせることを目的として、A に関する情報を提供したものであり、同項に違反する行為（あっせん規制違反）があると認められました。
- 3 特許庁元局長級職員 C は、特許庁在職中、法第 106 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等である法人 X に対し、元職員 A を法人 X の地位に就かせることを目的として、A に関する情報を提供したものであり、同項に違反する行為（あっせん規制違反）があると認められました。

【資料】

「特許庁元職員による求職活動規制及びあっせん規制違反事案の概要」

問合せ先 内閣府再就職等監視委員会事務局

参事官 佐藤

参事官補佐 原田

電話 03-6268-7658（直通）

03-6268-7657（直通）